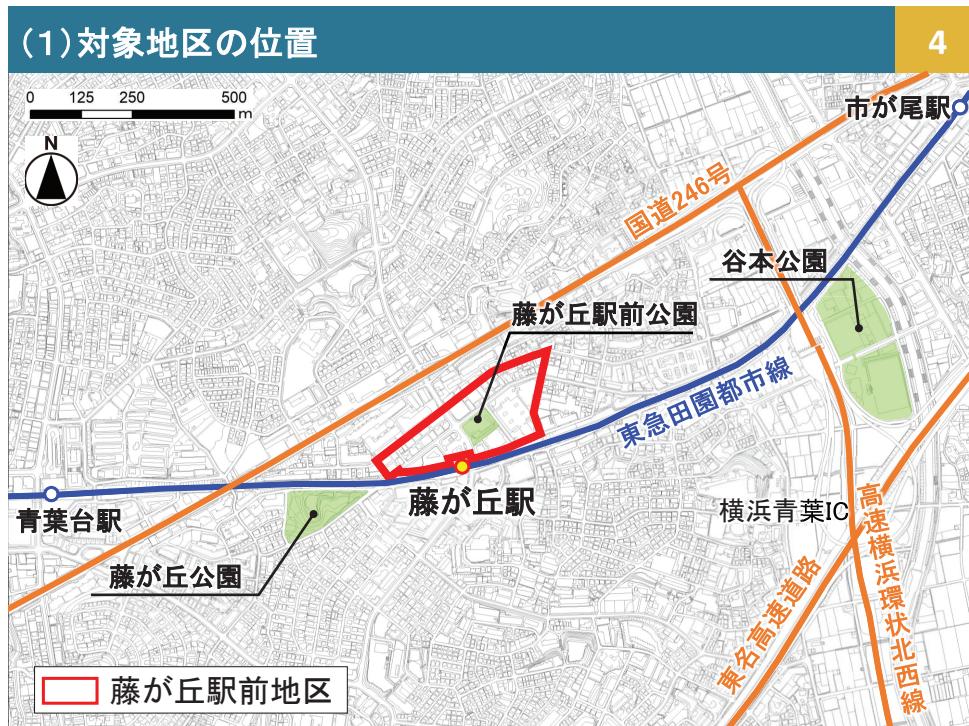


藤が丘駅前地区における 都市計画市素案説明会

令和7年2月5日
(動画配信期間:令和7年2月5日~2月19日)
横浜市



今回の説明の流れ

2

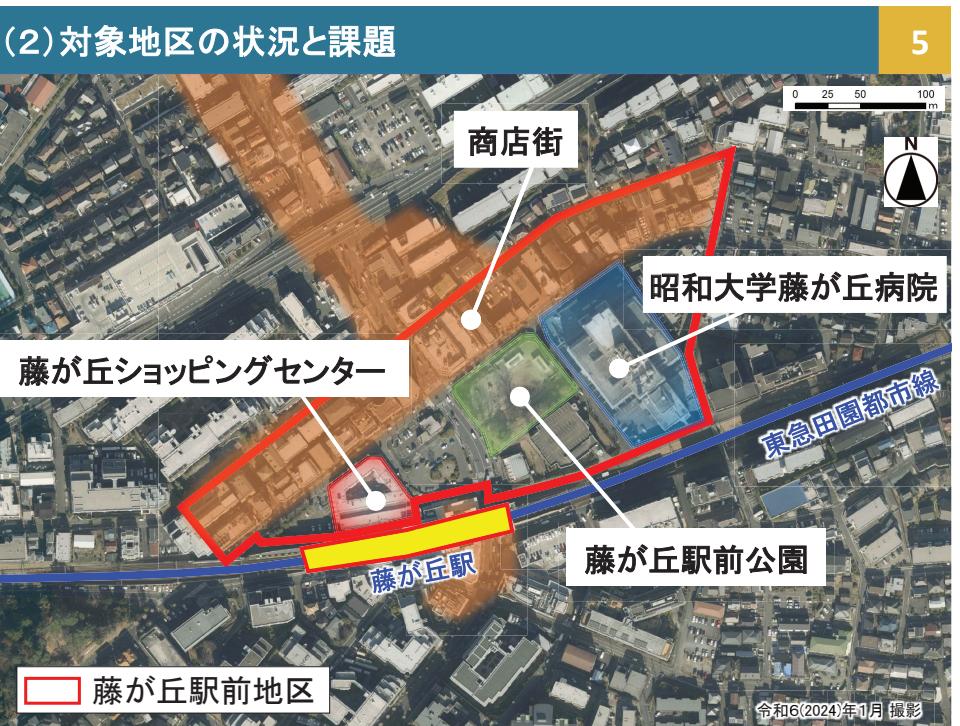
1 地区の現状と位置付け

- (1)対象地区の位置
- (2)対象地区の状況
- (3)現在の都市計画等
- (4)藤が丘駅前地区のまちづくり

2 都市計画市素案の概要

- (1)現在の都市計画
- (2)地区計画の決定
- (3)防火地域及び準防火地域の変更
- (4)土地区画整理事業の決定
- (5)公園の変更

3 今後の都市計画手続



(2)対象地区の状況と課題

7

【1】施設等の老朽化

- ・藤が丘ショッピングセンター(昭和42年開業)
- ・藤が丘駅前公園(昭和45年開園)
- ・昭和大学藤が丘病院(昭和50年開院)



藤が丘ショッピングセンター

昭和大学藤が丘病院

(2)対象地区の状況と課題

8

【2】沿道の街並みづくり

- ・魅力的な生活利便施設等の立地による沿道のさらなる魅力向上
- ・ゆとりある歩行者空間の確保とにぎわいの形成



藤が丘ショッピングセンター付近の沿道

昭和大学藤が丘病院付近の沿道

1 地区の現状と位置付け

- (1)対象地区の位置
- (2)対象地区の状況と課題
- (3)経緯
- (4)藤が丘駅前地区のまちづくり



(2)対象地区の状況と課題

9

【3】起伏のある地形

- ・緩やかな谷戸状の地形
- ・公園へのアクセスは坂道や階段での出入りが必要で、公園内にも高低差が生じている



公園に接する道路の勾配

【4】駅前広場・駅周辺道路

- ・車両の出入口が複数あることや進行方向の設定が複雑なことから、車両動線が交錯
- ・出入りする車と歩行者が交錯
- ・歩行者の滞留スペースの不足

**(3) 経緯**

- 基盤整備**
- 昭和37年 土地区画整理事業(基盤整備)着手
 - 昭和41年 東急田園都市線藤が丘駅 開設
 - 昭和42年 土地区画整理事業(基盤整備)完了
藤が丘ショッピングセンター 開業
 - 昭和45年 藤が丘駅前公園 開園
 - 昭和50年 昭和大学藤が丘病院 開院

- 新たなまちづくりの検討**
- 平成29年3月 病院の耐震診断結果「耐震性不足」
 - 平成30年10月 新たなまちづくりの推進に関する協定を締結(横浜市・東急・昭和大学)
 - 平成31年1月 まちづくりワークショップ①
 - 令和元年8月 まちづくりに関するパネル展
 - 令和元年9月 まちづくりワークショップ②

新たなまちづくり方針の具体化**(3) 経緯****新たなまちづくり計画の具体化**

- 令和2年4月 再整備基本計画(素案)公表
および市民意見募集
- 令和3年3月 地区計画の内容提示&ご意見聞き取り
- 令和3年4月 再整備基本計画(原案)(案)公表
および市民意見募集
- 令和4年3月 地区計画に関する説明会
- 令和5年3月 再整備基本計画(原案)公表
および市民意見募集
- 令和6年3月 再整備基本計画 策定

地区計画内地権者との主な経緯

令和6年6月 地区計画内容に関する意向確認調査

- 令和6年9月 事業者による事業概要に関する説明会
- 令和7年2月 市による都市計画に関する説明会 **今回**

地区計画内地権者との主な経緯

(4) 藤が丘駅前地区のまちづくり**上位計画等****都市計画マスターplan等**

- ① 都市計画マスターplan 青葉区plan
- ② 田園都市線駅周辺のまちづくりplan
(藤が丘駅周辺地区)
- ③ 藤が丘駅前地区再整備基本計画

保健医療分野

- ④ よこはま保健医療plan2024

(4) 藤が丘駅前地区のまちづくり

- ① 都市計画マスターplan 青葉区plan
(平成29年9月改定)

第3章 テーマ別まちづくり指針

1 土地利用計画

(3) 地域の拠点づくり

○ 藤が丘駅周辺

広域的な医療機能の維持・充実や医療関連機能の集積を図るとともに、住民の身近な生活の利便性を向上させるため、魅力的な店舗の立地を促進します。

(4) 藤が丘駅前地区のまちづくり

- ② 田園都市線駅周辺のまちづくりplan
(藤が丘駅周辺地区) **(令和2年3月)**

まちづくりのテーマ

豊かな緑に囲まれ、人にやさしく、多世代が元気に暮らせるまちづくり

まちづくりの方針

◆地域の中核的な病院が立地するまちの玄関口にふさわしい駅前空間づくり

・駅前広場・商業施設・公園・病院からなる一体的な空間形成により、魅力ある駅前の再整備を推進し、併せて土地の高度利用を検討します。
・駅前や藤が丘駅前公園の緑、沿道の街路樹などを維持・向上させ、藤が丘らしい緑豊かで居心地が良く、景観が良好な駅前空間の形成を図ります。

(4) 藤が丘駅前地区のまちづくり

- ③ 藤が丘駅前地区再整備基本計画(令和6年3月策定)

再整備の目標

上位計画を踏まえ、課題を解決しつつ、ワークショップ等を通じていただいたご意見や将来像を実現していくために、まちづくりの目標を次のように設定しています。

オープンペース、病院、駅前の商業等が連携した、藤が丘らしい駅前拠点の形成

再整備の基本方針

- 藤が丘を象徴する公園・病院の一体整備と緑豊かなホツトする居場所づくり
- 安全で快適な駅前交通環境の形成
- 安心で健康なまちのモデルとなる駅前の機能集積と地域連携

◆地区計画の目標

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

- ・土地利用に関する基本方針・土地利用の方針
- ・公共施設等の整備の方針
- ・建築物等の整備の方針
- ・緑化の方針

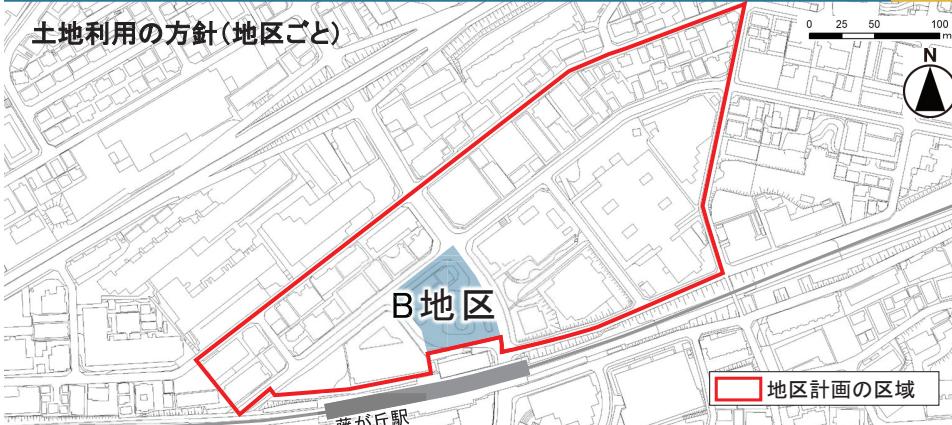
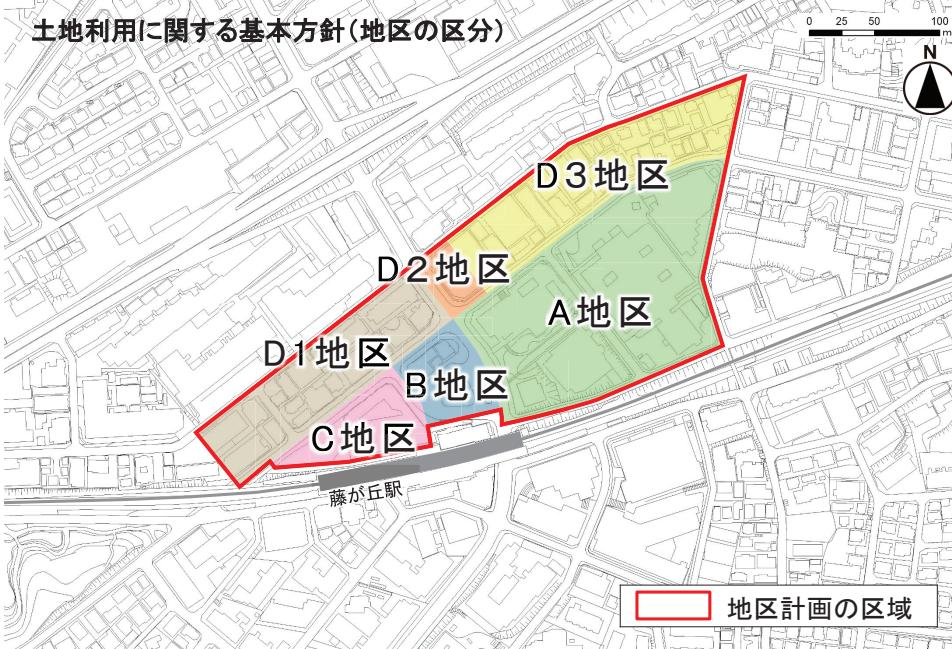
◆再開発等促進区面積

◆主要な公共施設等の配置及び規模

◆地区整備計画

- ・地区施設の配置及び規模
- ・建築物等に関する事項

- ・建築物の用途の制限
- ・容積率の最高限度
- ・容積率の最低限度
- ・建蔽率の最高限度
- ・敷地面積の最低限度
- ・建築面積の最低限度
- ・壁面の位置の制限
- ・高さの最高限度
- ・形態意匠の制限
- ・緑化率の最低限度



【B地区】

バス、タクシー及び一般車の乗降の機能を有する交通広場を整備するとともに病院が立地するA地区等への安全で快適な歩行者空間を確保し、駅前の歩行環境を改善することで、駅前の交通機能の向上を図る。

地区計画の目標

老朽化が顕在している施設の更新の機会を捉え、土地の合理的かつ健全な高度利用により病院、商業施設、交通広場、公園等を一体的に再整備するとともに、駅前の歩行者ネットワークの形成により回遊性の向上を図りつつ、機能集積とにぎわいの創出を図り、まちの玄関口にふさわしく藤が丘らしい緑豊かな駅前拠点を形成することを目標とする。



【A地区】

本市北部方面の医療圏の中核を担い、災害に強いまちづくりを推進するため、三次救急を担う救命救急センターを備え、かつ災害拠点病院としての機能を有する病院を、現状と同等以上の医療提供体制を維持しつつ公園、公共用自転車駐車場等と一体的に再整備する。



【C地区】

駅前に相応しいにぎわいの創出と近隣住民の日常生活の利便性向上のため、都市型住宅の供給とともに広場3及び歩道状緑化空地に面する建物の低層部に、生活利便施設や生活支援施設等を導入する。

土地利用に関する基本方針

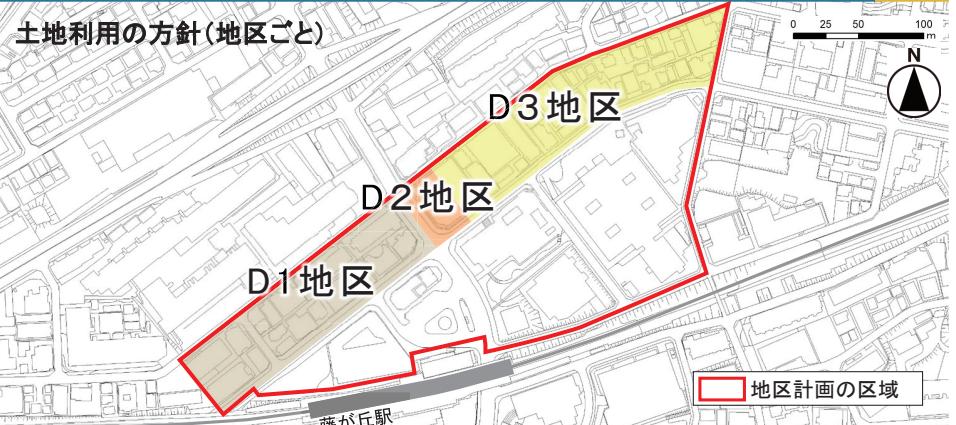
駅前の再整備に伴い土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の集積を図るとともに、駅前空間としての良好な市街地を形成する。

また、にぎわいある都市空間と地域コミュニティの形成を図るため、にぎわい軸沿いを中心に地区内に利便施設やオープンスペース等を適切に配置する。さらにエリアマネジメント等の取組によって、地域住民や事業者、既存の地域組織等が連携したオープンスペース等の利活用を促進する。



【A地区】

また、駅前にふさわしい連続的なにぎわいを創出するため、市道市ヶ尾第173号線及び公園に面して店舗等の生活利便施設を導入するとともに、緑地広場に面して展示場や集会場等の地域住民等が利活用できる機能を導入する。



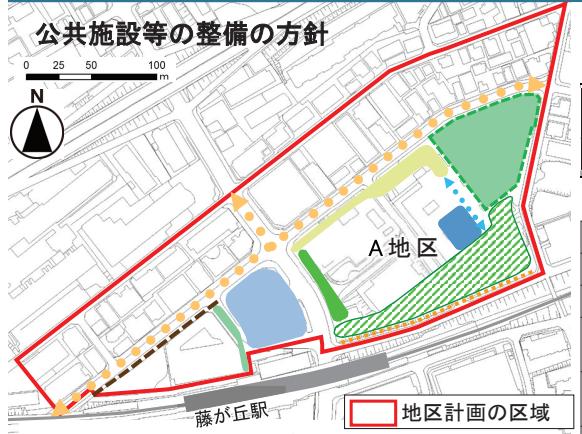
【D地区】

既存の商業集積を活かしつつ、更なる利便性と住環境の向上を図るため、商業機能と業務・居住等の機能が共存する市街地の形成を図る。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

37



公共施設等の整備の方針

◆凡例

【主要な公共施設】

	交通広場: 約2,700m ² (一部非青空)
	緑地広場: 約3,600m ²

【地区施設】
広場1: 約1,000m ² (一部非青空)
広場2: 約700m ² (一部非青空)
広場3: 約420m ² (一部非青空)
歩行者用通路 : 幅員2m、延長約50m
歩道状空地 : 幅員2m、延長約140m
歩道状緑化空地 : 幅員2m、延長約115m
公共交通自転車駐車場 : 約900m ² (非青空)

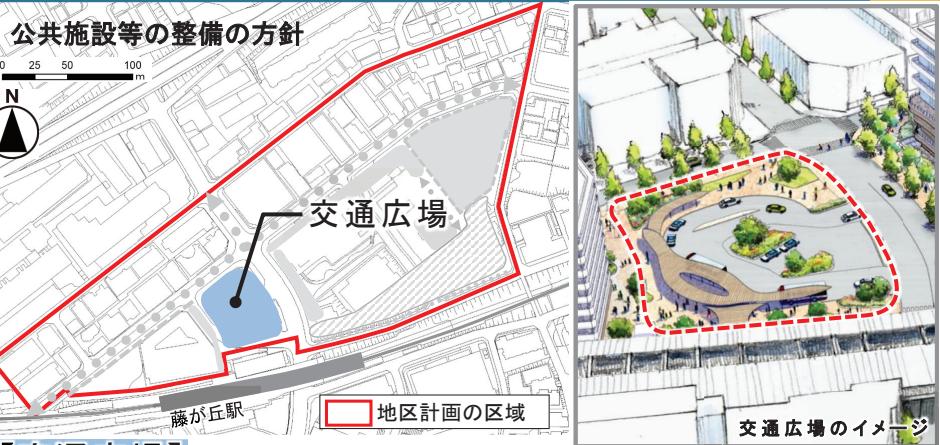
【参考】
△△ にぎわい軸
■■■ 公園

駅前を起点とした歩行者ネットワークを構築し、歩行者の安全性及び回遊性の強化を図るために、土地区画整理事業によるA地区の再編に併せて、公共施設等を整備する。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

38



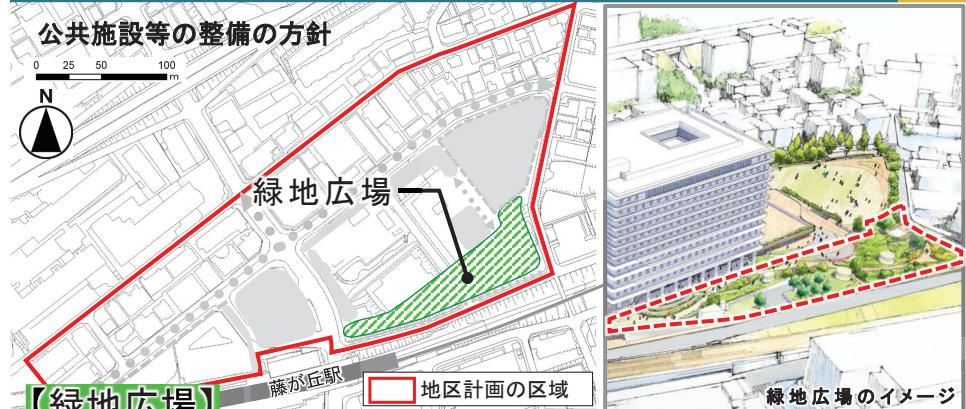
【交通広場】

駅前の歩行環境を改善し、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、バス、タクシー及び一般車の乗降場並びに安全な待合・滞留スペースを確保するため、藤が丘駅前にふさわしい緑豊かな交通広場を整備する。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

39



【緑地広場】

駅前から公園へとつながる一体的な空間を形成するため、緑豊かで、かつ、高低差のある地形にあってもバリアフリーに配慮した緑地広場を整備する。緑地広場は、多様な世代や病院利用者も緑や花に触れ合うことができ、病院の利便施設と連携して地域活動やイベントにも利用できる開放的な空間を有するものとする。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

40



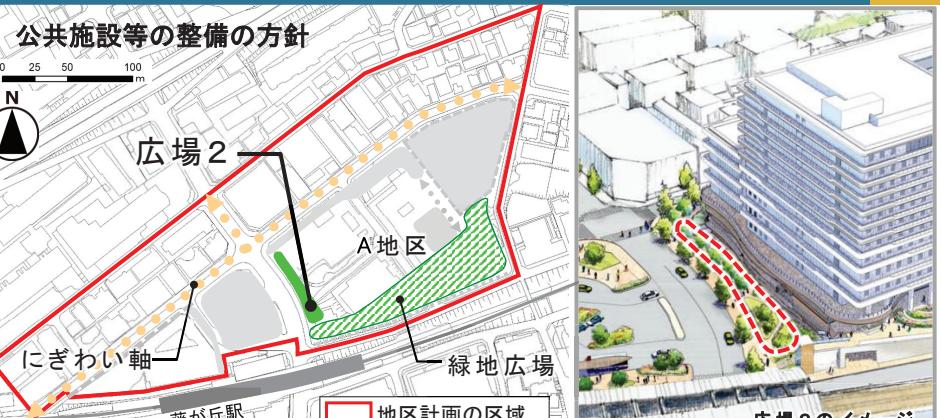
【広場1】

A地区と商店街との一体的なにぎわいある良好な都市景観を形成するため、A地区北側のにぎわい軸に沿って広場1を整備する。広場1には、ベンチやテラス等のにぎわいと憩いの機能を設置するとともに、公園に隣接する部分は地域住民等の活動・交流・休憩の場となる多目的な空間として整備する。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

41



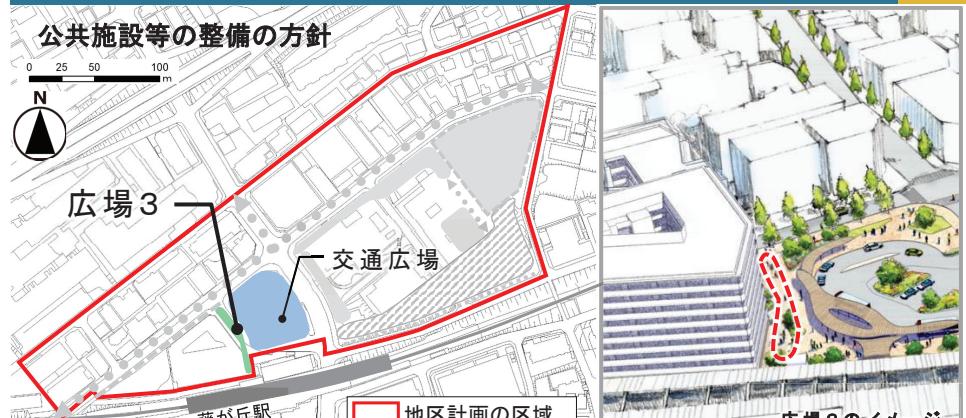
【広場2】

駅前空間に面するA地区の玄関口として、緑地広場やにぎわい軸へと誘うため、歩行者空間を兼ねた緑豊かな広場2を整備する。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

42



【広場3】

駅前に誰もがにぎわいを感じられる開放的な滞留空間を創出するため、交通広場に面する敷地の部分に広場3を整備する。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

43



【歩行者用通路】

地区内の回遊性と一体的な空間利用を確保するため、緑地広場と広場1を結ぶバリアフリーに配慮した歩行者用通路を整備する。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

44



【歩道状空地】

安全で快適な歩行者空間を創出するため、A地区南側に歩道状空地を整備する。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

45



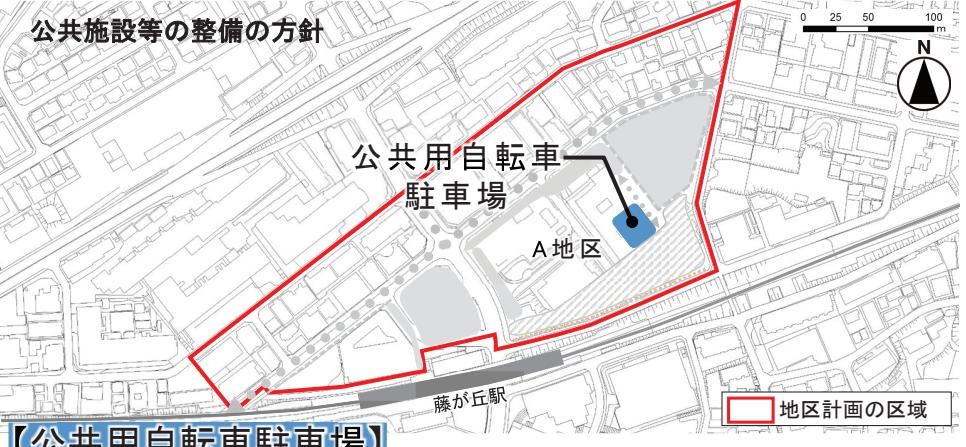
【歩道状緑化空地】

歩道と一体となって安全で緑豊かな歩行者空間を確保するため、C地区北側のにぎわい軸に沿って歩道状緑化空地を整備する。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

46



【公共用自転車駐車場】

駅利用者等の利便の増進を図るため、A地区に安全かつ円滑に利用できる公共用自転車駐車場を再整備する。再整備にあたっては、公道から安全に車両がアクセスでき、駅方面への円滑な歩行者動線を確保すること。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

49



【A地区】 【C地区】

環境に配慮した建築物の整備を図るため、A地区及びC地区内に主要な建築物は、再生可能エネルギー等の利用や省エネルギー設備の導入等を積極的に図る。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

52



【C地区】

C地区的建築物には、多様な世帯向けの質の高い住宅を導入するとともに建物の低層部に、日用品物販店舗やサービス施設、飲食店等の生活利便施設、暮らしやすさをサポートする生活支援施設、地域住民等の交流やコミュニティ形成に資する施設等の誘導を図る。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

47

公共施設等の整備の方針

土地利用状況等に応じた規模の空地を整備することで、より一層緑豊かな環境と憩いの空間創出を図る。

主要な公共施設や地区施設の舗装材や設置するベンチ等は、地区全体として統一感のあるデザインとするよう努める。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

50



【A地区】

再整備する病院にあっては、耐震性の高い建築物とし、災害時にも運営が継続できるよう自家発電設備、備蓄庫及び受水槽等を有する建築物とともに建築物と広場や公園との一体的なぎわいを創出するため、緑地広場、公園又は歩行者用通路に面して、有効な空地を確保する。

(2)地区計画の決定

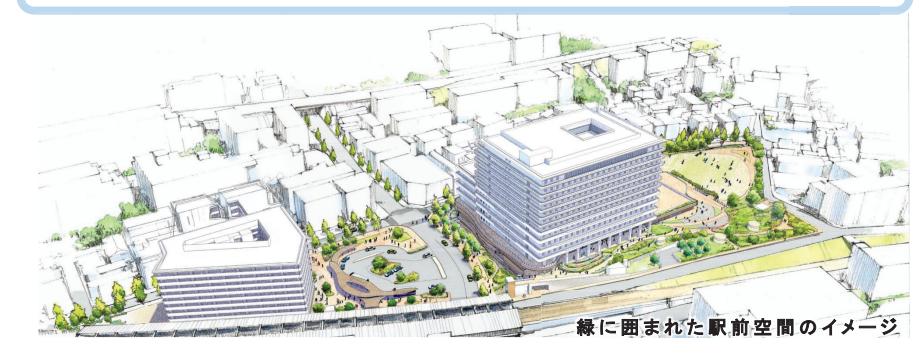
◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

53

緑化の方針

うるおいと魅力ある市街地環境形成のため、建築物の敷地内及び交通広場に積極的な緑化を図るとともに、地区全体として緑に囲まれた駅前空間の創出に努める。

等



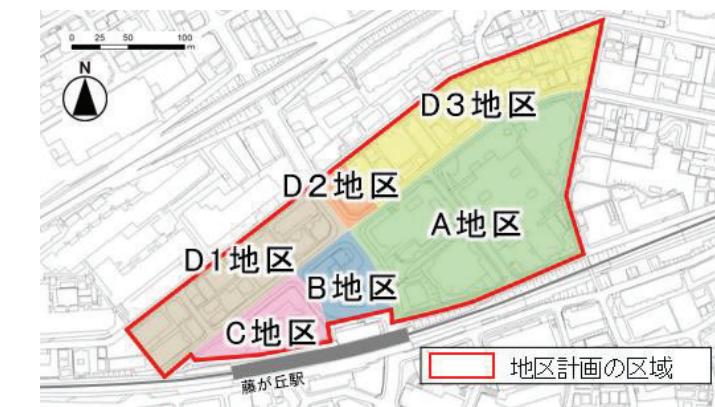
(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

48

建築物等の整備の方針

土地利用に関する基本方針に沿った建築物の整備を誘導するため、地区の特性に応じて建築物等に関する制限を定める。



(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

51



【B地区】

B地区的建築物については、交通広場として機能上必要な建築物のほか、交通広場の機能・規模を確保したうえで、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は交通広場のにぎわい形成に資する建築物とし、緑豊かで開放感のある交通広場の景観に配慮したものとする。

(2)地区計画の決定

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

54

◆ 地区計画の目標

◆ 区域の整備、開発及び保全に関する方針

- ・土地利用に関する基本方針・土地利用の方針
- ・公共施設等の整備の方針
- ・建築物等の整備の方針
- ・緑化の方針

◆ 再開発等促進区面積

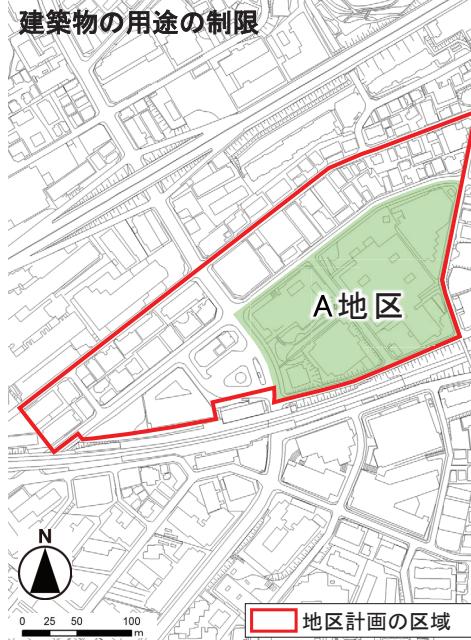
◆ 主要な公共施設等の配置及び規模

◆ 地区整備計画

- ・地区施設の配置及び規模
- ・建築物等に関する事項

- ・建築物の用途の制限
- ・容積率の最高限度
- ・容積率の最低限度
- ・建蔽率の最高限度
- ・敷地面積の最低限度
- ・建築面積の最低限度
- ・壁面の位置の制限
- ・高さの最高限度
- ・形態意匠の制限
- ・緑化率の最低限度

建築物の用途の制限



【A地区】

[建築できる用途]

- ①病院
- ②学校、図書館等
- ③事務所
- ④老人ホーム、保育所、福祉ホーム等
- ⑤老人福祉センター、児童厚生施設等
- ⑥診療所
- ⑦店舗、飲食店等
- ⑧展示場又は集会場(3,000m²以下)
- ⑨自動車車庫
- ⑩自転車駐車場
- ⑪倉庫業を営まない倉庫
- ⑫巡回派出所、公衆電話所等
- ⑬前各号の建築物に附属するもの

N

0 25 50 100 m

地区計画の区域

建築物の用途の制限

【B地区】

[建築できない用途]

- ①住宅
- ②共同住宅、寄宿舎又は下宿
- ③神社、寺院、教会等
- ④自動車教習所
- ⑤畜舎※
- ⑥マージャン屋、ぱちんこ屋等
- ⑦カラオケボックス等
- ⑧倉庫業を営む倉庫
- ⑨工場※

※除外規定あり

N

0 25 50 100 m

地区計画の区域

建築物の用途の制限

【C地区】

[建築できない用途]

- ①1階を住居の用に供するもの※
- ②神社、寺院、教会等
- ③自動車教習所
- ④畜舎※
- ⑤マージャン屋、ぱちんこ屋等

※除外規定あり

N

0 25 50 100 m

地区計画の区域

建築物の容積率の最高限度及び最低限度【A地区】

容積率の最高限度

390%

容積率の最低限度 ※

病院 の用途に供する部分	180%
誘導用途 に供する部分	5%

※除外規定あり

【誘導用途】

- 1 学校、図書館等
- 2 事務所
- 3 店舗、飲食店等
- 4 展示場又は集会場
- 5 郵便局等

N

0 25 50 100 m

地区計画の区域

建築物の容積率の最高限度及び最低限度

【C地区】

容積率の最高限度

320%

1階に誘導用途を 床面積の1/2以上	320%
上記以外	300%

※除外規定あり

容積率の最低限度

100% ※

N

0 25 50 100 m

地区計画の区域

建築物の容積率の最高限度及び最低限度

【D1地区】【D2地区】

容積率の最高限度

300%

選択式の加算により最大350%

項目	加算容積率
①1階に誘導用途を 床面積の1/2以上	20%
②1m壁面後退 (高さ3m以下の部分)	10%
③敷地面積500m ² 以上	10%
④緑化率7.5%以上	10%

容積率の最低限度

100% ※

※除外規定あり

容積率の最低限度

建築物の容積率の最高限度及び最低限度

【D3地区】

容積率の最高限度

250%

選択式の加算により最大300%	
項目	加算容積率
①1階に誘導用途を 床面積の1/2以上	20%
②1m壁面後退 (高さ3m以下の部分)	10%
③敷地面積500m ² 以上	10%
④緑化率15%以上	10%

容積率の最低限度

100% ※

※除外規定あり

建築物の建蔽率の最高限度

【C地区】

容積率の最高限度

320%

1階に誘導用途を 床面積の1/2以上	320%
上記以外	300%

※除外規定あり

容積率の最低限度

100% ※

N

0 25 50 100 m

地区計画の区域

建築物の建蔽率の最高限度

【C地区】

容積率の最高限度

320%

1階に誘導用途を 床面積の1/2以上	320%
上記以外	300%

※除外規定あり

容積率の最低限度

100% ※

※除外規定あり

容積率の最低限度

建築物の建築面積の最低限度

【C地区】

容積率の最高限度

320%

1階に誘導用途を 床面積の1/2以上	320%
上記以外	300%

※除外規定あり

容積率の最低限度

100% ※

※除外規定あり

容積率の最低限度

建築物の建築面積の最低限度

【C地区】

容積率の最高限度

320%

1階に誘導用途を 床面積の1/2以上	320%
上記以外	300%

※除外規定あり

容積率の最低限度

100% ※

(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画



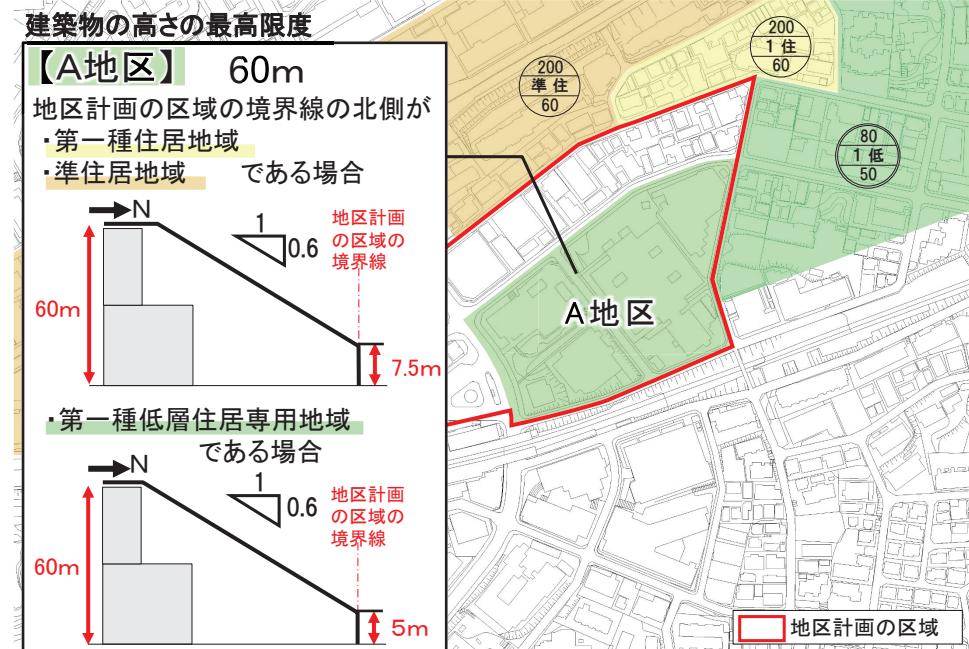
64

(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画



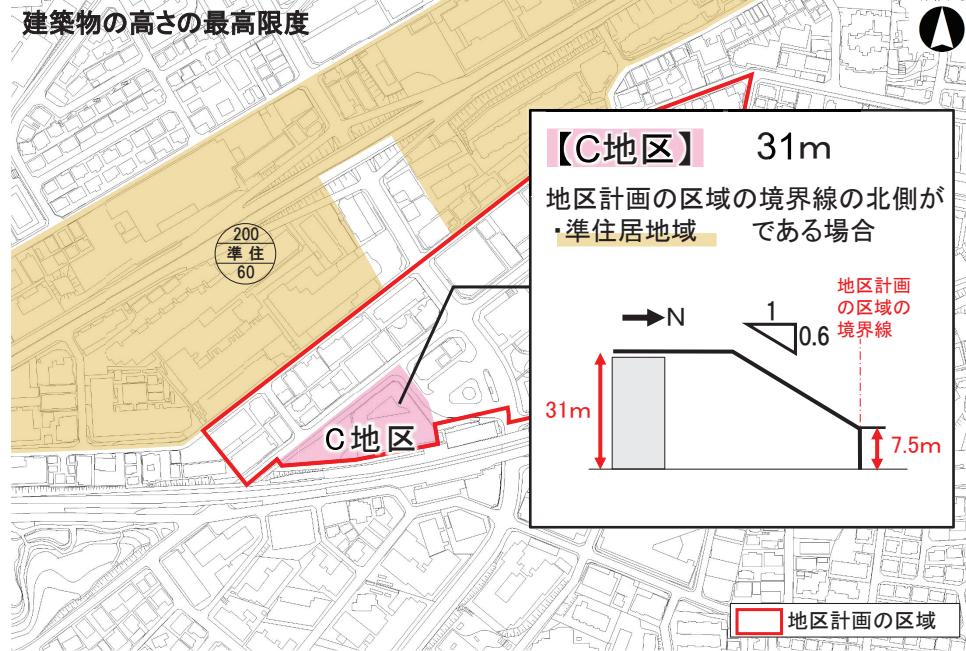
65

(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画



66

(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画



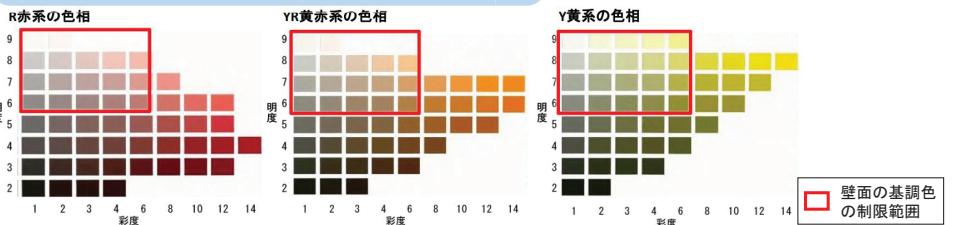
67

(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画

建築物の形態意匠の制限 【A地区】

建築物等は、駅周辺の街並みや景観に調和するよう配慮するため、圧迫感の軽減等を図る。

- 中・高層部と低層部に分節したデザイン
- 低層部は色彩を制限し、中高層部は低層部より高明度とする
- 中層部はC地区の高さと同程度に揃える
- 色相、色彩、明度、緑との調和、バルコニーの意匠、素材、建築設備、駐車場又は自転車駐車場の外観、屋外広告物等の工夫・配慮



68

(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画

建築物の形態意匠の制限 【A地区】

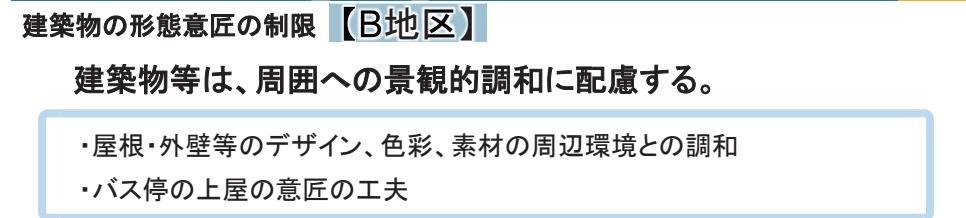
建築物等は、駅周辺の街並みや景観に調和するよう配慮するため、圧迫感の軽減等を図る。

- 高層部のセットバックや中層部の壁面の分節
- 公園及び緑地広場に面する建築物の東側は、段階的にセットバック
- 緑地広場への動線となる階段及び昇降設備は、視認性とアクセス性に配慮
- 緑地広場に面する南側部分は、ピロティ空間を整備



69

(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画



70



(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画

建築物の形態意匠の制限 【C地区】

建築物等は、駅周辺の街並みや景観に調和するよう配慮するため、圧迫感の軽減等を図る。

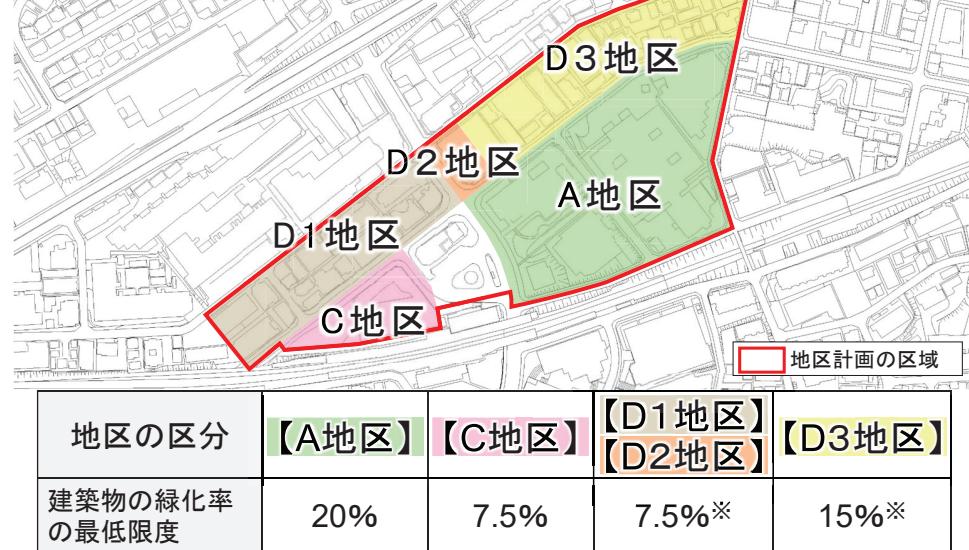
- 中層部と低層部に分節したデザイン
- 色彩等はA地区、B地区、緑と調和
- 庇の意匠、壁面素材、屋上設置の建築設備、駐車場又は自転車駐車場の外観、屋外広告物等の工夫・配慮
- 高さ20mを超える部分は、当該部分の鉛直面に投影した水平方向の長さを70m以下とする



71

(2)地区計画の決定 ◆地区整備計画

建築物の緑化率の最低限度

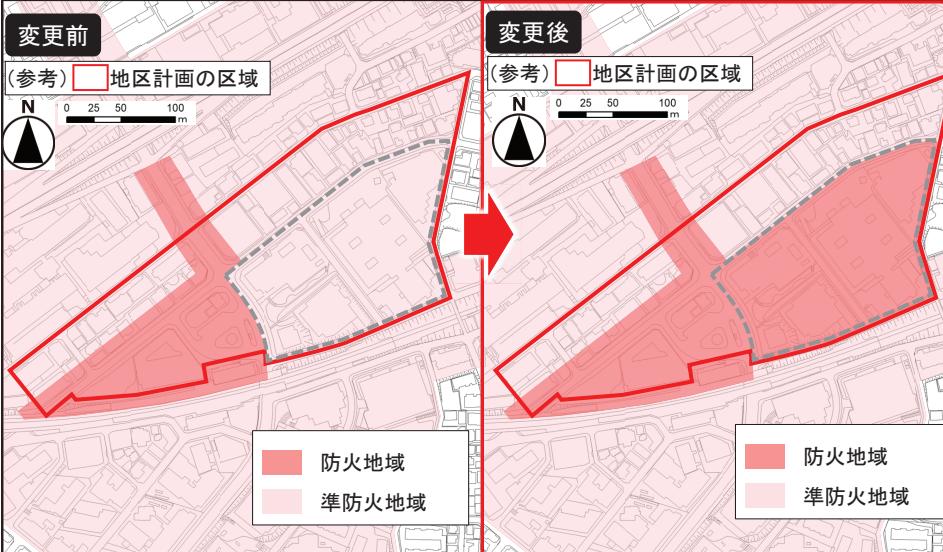


72

(3)防火地域及び準防火地域の変更

73

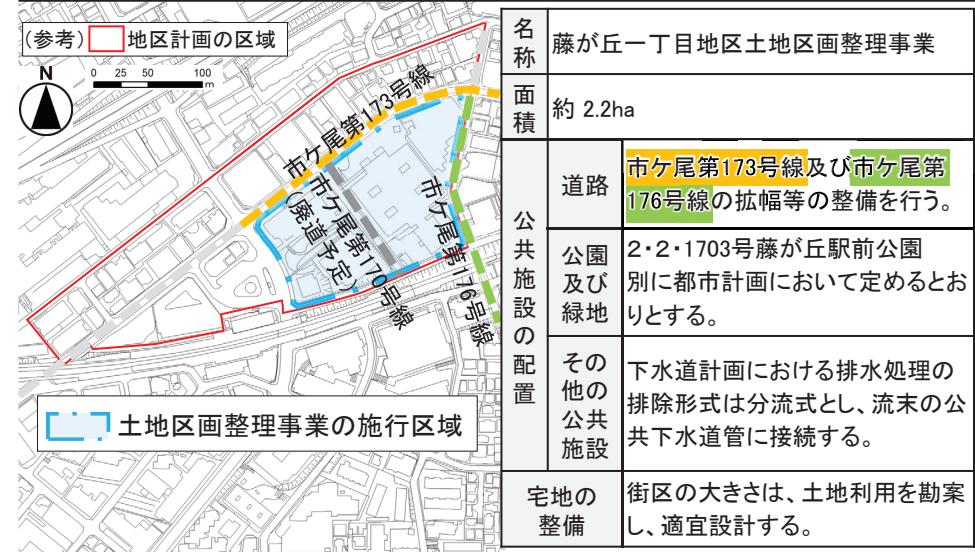
地区計画の決定に伴い、
容積率390%となるA地区について変更します。



(4)土地区画整理事業の決定

74

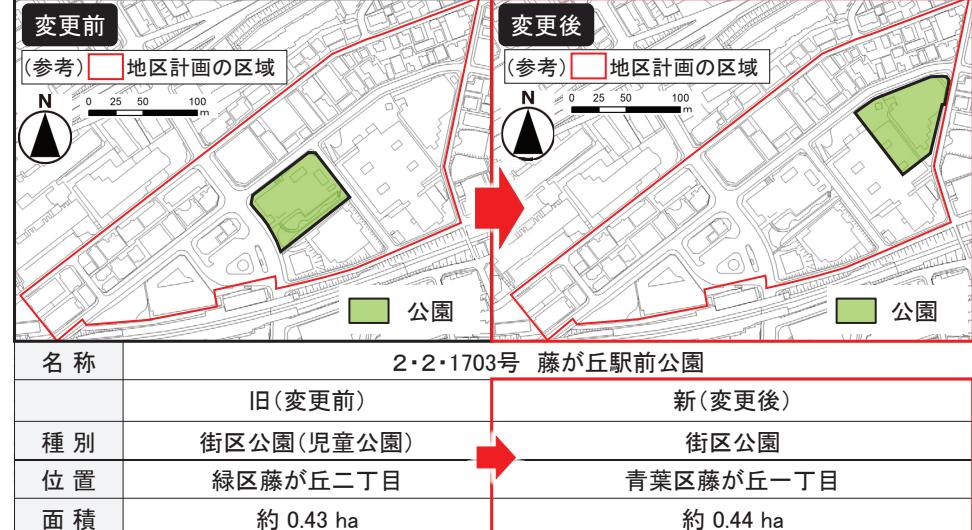
都市基盤の再整備及び再配置を行うため、
A地区に土地区画整理事業を決定します。



(5)公園の変更

75

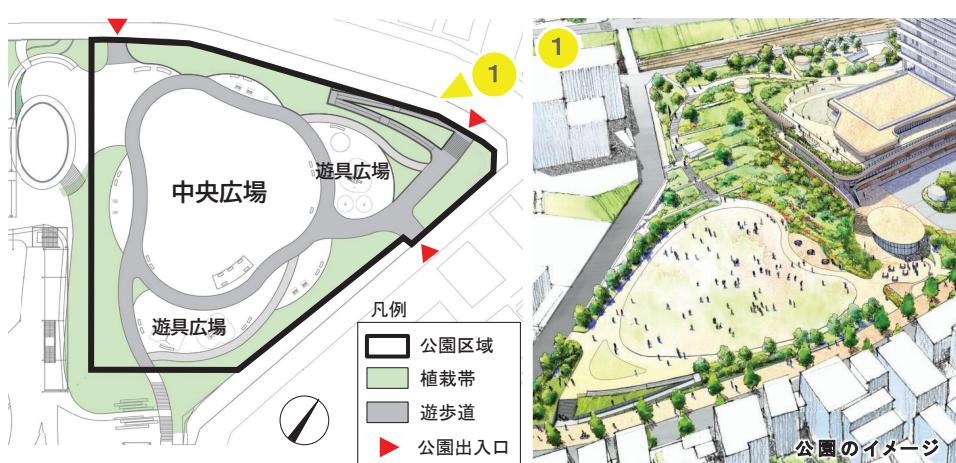
周辺の土地利用と連携して公園利用を促進するとともに、公園の施設更新やバリアフリー化を行い、公園機能の維持向上を図るため、藤が丘駅前公園の位置、区域を変更します。



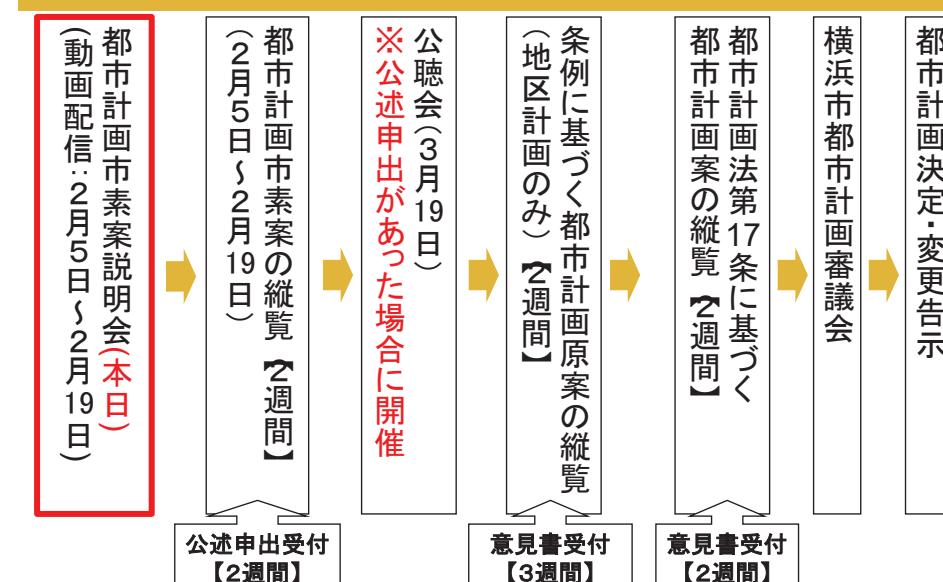
(5)公園の変更

76

公園の整備イメージ



3 今後の都市計画手続



今後の都市計画手続

79

公述の申出

関係住民及び利害関係人は、「公聴会」での公述を申し出ることができます。

申出期間 (※期間内必着)	令和7年2月5日(水)～2月19日(水)
申出方法	①電子申請 横浜市ホームページから申請 ※システムメンテナンス(不定期)中は、使用できません。 ②書面(郵送又は持参) 公述申出書を建築局都市計画課へ提出 ※公述申出書の様式は、自由です。(住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載ください。) ※持参の場合は土・日・祝日を除く午前8時45分～午後5時15分 ◆2月19日(水)午後5時15分 申請完了又は必着

今後の都市計画手続

80

公聴会(※公述の申出があった場合に開催します。)

日 時	令和7年3月19日(水) 午後7時開始
場 所	藤が丘地区センター 小・中会議室 (横浜市青葉区藤が丘一丁目14番地95)

- ◆10名を超える申出があった場合は抽選。
- ◆公聴会の開催の有無は、2月25日(火)以降に、横浜市ホームページ等で御確認ください。
- ◆公聴会でいただいたご意見は、市の考え方を取りまとめ、公述人に通知するほか、都市計画課窓口及び本市ホームページで公表します。

HP
横浜市 公聴会 で検索



今後の都市計画手続

81

お問合せ先

◇ 計画内容・事業内容について

土地区画整理事業の決定、公園の変更

横浜市都市整備局市街地整備推進課 TEL:045-671-3519
〒231-0005横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎29階

地区計画の決定、防火地域及び準防火地域の変更

横浜市都市整備局地域まちづくり課 TEL:045-671-2939
〒231-0005横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎29階

◇ 都市計画手続について

横浜市建築局都市計画課 TEL:045-671-2657
〒231-0005横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

以上で説明を終わります。
ご清聴ありがとうございました。